

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与と校内の高速ネットワーク整備が進められております。

また、これらのハード面の取組に加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するものとして、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

こうした中、「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配信、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、全ての教員には情報端末を活用し、一定レベルの授業を行うことができるよう、個人情報 の取扱いや管理を含めた資質の向上が求められます。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があるため、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことなども重要です。

さらに、デジタル教科書のみを使用する学習においては、学習の基本能力である「読解力」の低下も危惧されます。

しかし、これらの課題がある中であっても、各自治体においては、テクノロジーを活用した社会の仕組みを構築する、いわゆるSociety5.0時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図る必要があり、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の実現に早急に取り組むべきです。そのために、次の事項について迅速に対応することを強く求めます。

- 1 情報端末の利活用，個人情報 の取扱いなど，教育DXに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。
- 2 システムやソフトウェアの整備，情報端末や通信設備の修繕や定期更新など，教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とその在り方について検討を進めること。
- 3 様々な会社の情報端末，デジタル教科書及び個人認証システムの互

換性を確保するための統一規格について検討を進めること。

- 4 オンライン授業の実施やデジタル教科書・教材の提供に当たっては、よく聞き，よく読み，よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で必要な，紙面の活用や対面学習など，これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくこと。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出します。

令和3年6月22日

三原市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣あて